

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

1 件名

水道料金等のクレジット収納に係る情報処理業務

2 事業者名

GMOペイメントゲートウェイ株式会社

3 特定理由

当業務は、クレジットカード支払い申込書の情報をもとに、データベースを作成し、クレジットカードの有効性確認、請求・収納などのクレジット収納関連情報の授受及びデータの一括処理を当局と各クレジットカード会社の間で継続的に行う業務である。

当業務を履行するには、以下の仕様を備えた情報処理システムを保有し、カード請求業務を円滑に履行することが求められる。

①当局が契約するすべてのクレジットカード会社のシステムとのデータ連携が可能であること。

②当局が保有する上下水道料金オンラインシステムのクレジット収納機能に係るデータ（登録・請求・消込等）と連携が可能であること。

③当局の電算スケジュール等に適宜対応が可能であること。

上記業者は、クレジット収納業務開始当初から当業務を受託しており、当局の仕様に対応できる情報処理システムを保有し、当業務を継続的に履行できる唯一の業者であることから、上記業者を特定する。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。